

経理部門の基本有用情報
今月の経理情報

今回のテーマ： 2014年度税制改正大綱 ～法人課税関連～

12月24日に閣議決定された税制改正大綱では、民間投資の活性化と消費の拡大を図るための減税制度が盛り込まれています。

1. 生産性向上設備投資促進税制

対象法人		全ての青色申告法人	中小企業者等の特例	
適用要件		産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、 <u>一定規模以上</u> のものを取得等し、事業の用に供した場合		
対象資産	生産性向上設備等	①最新モデルかつ旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する生産設備等		
		<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(@160万円以上) ・工具器具備品及び建物等(@120万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(@160万円以上) ・工具器具備品(@120万円以上)<small>※サーバーを含む</small> ・ソフトウェア(@70万円以上) 	
		②経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置等一定の資産		
選択適用	特別償却	～2016.3.31	即時償却	
		～2017.3.31	取得価額×50%（建物及び構築物は、25%）	
	税額控除（注）	～2016.3.31	取得価額×5%（建物及び構築物は、3%）	即時償却 （建物等一定の資産を除く）
		～2017.3.31	取得価額×4%（建物及び構築物は、2%）	取得価額×7% or 10%（※） （建物等一定の資産を除く） ※資本金額等が3,000万円以下の中小企業者等

注. 法人税×20%を上限

2. 延長・拡充制度

制度		改正前	改正後
交際費等の損金算入枠	大法人	全額損金不算入	社外飲食費×50%
	中小法人	年800万円まで	年800万円まで or 社外飲食費×50% } 有利な方
試験研究費にかかる税額控除（増加型）		増加試験研究費×5% （2014.3.31までに開始する事業年度まで）	増加試験研究費×30% （2017.3.31までに開始する事業年度まで）

お見逃しなく！

- ① 復興特別法人税は2014年3月期をもって廃止されます。復興特別法人税廃止後の復興特別所得税は通常の法人税額から控除することになります。
- ② 国家戦略特別区における一定規模以上の投資に対する税優遇策（特別償却又は税額控除）についても決定されました。
- ③ 国際課税原則に関する見直し検討事項も大々的に組み込まれています。